

忠岡町消防本部

消防用設備等審査基準



初版（令和8年4月1日制定）

目次

第1章	総則	1～2
第2章	通常用いられる消防用設備等	
第1	消火器具	1～4
第2	屋内消火栓設備	1～43
第3	非常電源	1～32
第4	スプリンクラー設備	1～55
第5	水噴霧消火設備	1～9
第6	泡消火設備	1～18
第7	不活性ガス消火設備	1～38
第8	ハロゲン化物消火設備	1～34
第9	粉末消火設備	1～18
第10	屋外消火栓設備	1～6
第11	動力消防ポンプ設備	1～3
第12	自動火災報知設備	1～100
第13	ガス漏れ火災警報設備	1～13
第14	漏電火災警報器	1～9
第15	消防機関へ通報する火災報知設備	1～18
第16	非常警報設備	1～41
第17	避難器具	1～27
第18	誘導灯及び誘導標識	1～28
第19	消防用水	1～10
第20	排煙設備	1～8
第21	連結散水設備	1～13
第22	連結送水管	1～13
第23	非常コンセント設備	1～5
第24	無線通信補助設備	1～13